

ご案内

献血にご協力下さい

市庁舎で献血を実施します。輸血用血液は、年間を通じて安定した確保が必要です。継続的なご協力をお願いします。

12月17日(水) 午前10時～11時45分、午後1時～3時45分

場市庁舎1階ワンストップロビー

問福祉総務課 ☎724・2537 FAX 050・3101・0928

町田さくらまつり(芹ヶ谷公園会場・尾根緑道会場)

出店(展)者・出演者募集

2015年は、芹ヶ谷公園会場で3月28日(土)、29日(日)に、尾根緑道会場で4月4日(土)、5日(日)に開催します。

両会場「ステージ出演」

定20団体程度(抽選) 費1団体5000円

出演時間20分以内 ※出演日・出演時間は抽選で決定します。

※申し込みは1団体1出演のみです。

○尾根緑道会場のみ「模擬店コーナー」

※市内で活動する市民団体等(事業者は出店不可) 内飲食物及び物品の販売 定25団体程度(抽選) 費1団体4万円

※実行委員会が対象外と判断した場合、出店をお断りする場合があります。

※環境に配慮した指定の容器を使用していただきます。容器代は別途必要です。

「PRコーナー」

※販売を行う場合は模擬店コーナーに応募して下さい。

定8団体程度(抽選) 費1団体1万5000円

※申し込みは1団体1出展のみです。

◇

申町田市ホームページに掲載の要項をよくお読みのうえ、申込用紙をダウンロードし、添付資料とともに1月5日まで(消印有効)に直接または郵送で町田さくらまつり実行委員会事務局へ。

○説明会を行います

申請書類の配布、説明及び、抽選(応募者多数の場合)を行います。代表者は必ず出席して下さい。無断欠席はキャンセルとなります。

日 出店者説明会 1月16日(金) 午後6時から、出演者説明会 1月23日(金) 午後6時から、出展者説明会 1月23日(金) 午後7時から

場市庁舎

問 芹ヶ谷公園会場 町田市観光コンベンション協会 ☎724・1951、尾根緑道会場 町田市産業観光課 ☎724・2128 FAX 050・3101・9615

製造業の皆さんへ 統計調査にご協力を

2014年12月31日現在で

市が所有している土地を一般競争入札で売却します

契約条件等の詳細は、「市有地売却のご案内」をご覧ください。

案内書は管財課(市庁舎5階)、各市民センター等で配布するほか、町田市ホームページでダウンロードもできます。また、郵送を希望の方は早めにお問い合わせ下さい。

入札参加資格個人及び法人

受付期間 1月7日までに直接管財課へ(受付時間 平日の午前8時30分～午後5時)

※郵送による申し込みは12月31日まで(消印有効)。

入札日 1月14日(水) ※会場は市庁舎です。

問 管財課 ☎724・2151 FAX 050・3085・5311

売却予定物件

物件番号	所在・地番	地目	地積	用途地域	建ぺい率	容積率	最低売却価格
1	町田市木曾西三丁目23番8	宅地	150.56㎡	第一種中高層住居専用地域	60%	200%	2303万円
2	町田市つくし野三丁目23番40	宅地	101.48㎡	近隣商業地域	80%	300%	849万円

※事情により売却を中止、または一部変更する場合があります。 ※物件番号2は、つくし野三丁目の建築協約等の地域内に存在し、最低敷地面積(165㎡)の制限及び建物の用途等の制限があります。

2015年1月から高額療養費制度の自己負担限度額等の見直しがあります

70歳未満の方は変更になります

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、2015年1月診療分から高額療養費制度の自己負担限度額等の見直しがあります。

自己負担限度額は世帯の所得に応じて適用区分が決まっていますが、今回の改正で適用区分が細分化され、下表のとおり、70歳未満の適用区分が変更になります。

※70歳以上の方は変更がありません。

○発効期日が2014年8月1日以降の「国民健康保険限度額適用認定証」、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

できせん。

対①市内に住所を有し、1995年4月1日以前に生まれ、1000㎡以上の農地で耕作を営む方②前記①の方と同居している親族またはその配偶者で、年間おおよそ60日以上耕作に従事している方

申 申請書(農業委員会事務局に有り)に2015年1月1日現在の状況を記入し、1月9日までに農業委員会事務局(市庁舎9階)へ。

問 農業委員会事務局 ☎724・19913、選挙管理委員会事務局 ☎724・2168 FAX 724・1195

日曜特別朝市

認定農業者が作った町田産新鮮野菜の販売です。

問 12月15日(月) 午前11時～午後1時

問 724・2166

問 724・2166

いずれかの認定証の申請があった70歳未満の方には、有効期限が2014年12月31日の認定証を交付してしました。新たな適用区分の認定証は、12月中旬にお送りします。2015年1月1日以降は、この認定証を医療機関等に提示して使用して下さい。

※前回申請があった方に交付した認定証は、2015年1月1日以降は使用できません。

※2015年8月以降の更新には、改めて手続きが必要です。認定証の注意事項をよく読んで、ご使用下さい。

※今回お送りする認定証は、2014年度の住民課税状況で区分を認定しています。

※直接会場へお下さい。

日 12月21日(日) 午前7時30分～8時30分

場 教育センター校庭

問 農業振興課 ☎724・2166 FAX 050・3101・9913

教育センターへ変更します

1月の教育相談日

教育センターでは、毎月金曜日と毎月第1・3土曜日に教育相談を行っています。ただし、1月は第1土曜日が休みのため、第2土曜日の1月10日に行います。

申 事前に電話またはFAXで

定 150人(申し込み順)

場 町田市民フォーラム

高額療養費制度の自己負担限度額等の見直し(70歳未満の方)

(2014年12月診療分以前)			(2015年1月診療分以降)		
区分	所得要件※	自己負担限度額(月額)	区分	所得要件※	自己負担限度額(月額)
上位所得 A	住民税課税世帯で基礎控除後の所得が901万円を超える世帯の方	15万円+(医療費10割-50万円)×1% 多 8万3400円	ア	住民税課税世帯で基礎控除後の所得が901万円を超える世帯の方	25万2600円+(医療費10割-84万2000円)×1% 多 14万100円
		一般 B			住民税課税世帯で基礎控除後の所得が600万円以下の世帯の方
低所得 C	住民税非課税世帯の方		3万5400円 多 2万4600円	ウ	
		イ	住民税課税世帯で基礎控除後の所得が210万円以下の世帯の方		5万7600円 多 4万4400円

※所得要件、診療月が1～7月は前々年所得、8～12月は前年所得が適用されます。多=多数回該当(診療月を含む過去12か月間に、4回以上高額療養費に該当した場合)の方の4回目以降の自己負担限度額

教育センター(町名のみ)・氏名・電話番号を明示し、電話またはFAXで東京都生活協同組合連合会(☎03・333833・7800 FAX 03・333833・840)へ。親子室(1歳未満の乳児と保護者1人のペア、申し込み順に3組)、保育希望者(1歳以上の未就学児、人数に限り有り)は併せて申し込みを。

※定員に満たない場合は開催前日まで受け付けます。

問 消費生活センター ☎725・8805 FAX 722・4266

町田産新鮮野菜の朝市 12月15日(月) 午前11時～午後1時 町田市民フォーラム 724・2166